

# 一人で悩まないで!!



セクハラを受けるのは、私にスキがあるから?

いいえ、あなたは悪くありません!  
ひとりで悩まないで相談してください!!



**Q.**「セクハラにはどんなことがあるの? 具体的に教えて」

**A.** おこなっている人にセクハラという意識はなくても、受けた人が不快と感じた場合、セクハラになります。中学校や高等学校等で起きることが考えられるセクハラとしては、次のようなものがあげられます。

- しつこく交際を迫る。
- 授業や部活動等の指導中に、スキンシップやマッサージなどと称して、体や髪の毛に触れたり、寄りかかったりする。
- スリーサイズ等の身体的特徴を繰り返し尋ねたりする。
- 「恋人はいるの?」「性的経験は?」など個人的質問や性的質問を繰り返す。

## セクハラって何だ!

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)とは、**相手を不快にさせる性的な言動**であり、セクハラに該当するかどうかは、基本的には**言動の受け手がそれを不快に感じるかどうか**によって決まります。

**Q.**「“男のくせに” “女らしく”と言われることがあります。これもセクハラになるの?」

**A.** セクハラに当たるおそれのある行為といえます。「男のくせに」「女らしく」という表現は、一つの固定化した考えを相手に押しつけることになります。こうした男女についての固定的な考え方がセクハラを生み出す土壌になります。

**Q.**「先生が授業中に髪の毛や肩に触るの、イヤなんです! どうしたらいいの?」

**A.** スキンシップのつもりで、先生が生徒の髪の毛や肩に触ることがあるかもしれませんが、しかし、あなたがそれを不快と感じれば、はっきりと「やめてください」と意思表示しましょう。

改まらない場合は、一人で悩んだりしないで、先生や学校の相談窓口(担当の先生)に相談してください。黙っていても、決して解決しません。

## 相手を傷つけないために日頃から気をつけるべきこと

### ◎男女が対等であることを意識しましょう!

日常生活にひそむ男女間の固定的な性別役割分担意識(育児は女性がする、男性は外で働くなど)から脱し、男女間の対等な関係づくりを心がけましょう。

### ◎相手の立場に立って考えましょう!

性に関する言動の受け止め方には個人や男女間、世代間で差があり、みんなが同じでないことを十分認識しておきましょう。

あなたに悪気はなくても、その言動が相手を傷つけてしまうかもしれません。相手の気持ちを考えながら発言・行動しましょう。

### ◎見て見ぬふりはやめましょう!

セクハラを防止するには、セクハラ行為を注意したり、不快だと意思表示することがとても大切です。

見て見ぬふりをすることは、あなたもセクハラに加わっていることになります。

# 楽しい学校生活を過ごすために…

**NOと言える勇氣**

**相談する勇氣**

- 「セクハラかな?」と思ったら、黙っていないで、まず不快感を相手に伝える勇氣を持ちましょう。
- 「自分にスキがあったのかも…」とと思っていませんか。あなたは悪くありません、あなたに不快な思いをさせている相手が悪いのです。
- 自分の中に抱え込んでいては、問題は解決できません。信頼できる人に相談しましょう。
- あなたは一人ではありません。

**まず、あなたから勇氣を出して、一步を踏み出しましょう!!**

あなた自身がセクハラや不快な行為を受けていると感じたら

はっきりと相手に伝えましょう。

あなたには「いやだ」という気持ちを言葉や態度で示す権利があります。

具体的な記録を残しましょう。

相手の名前、日時、場所、発言内容などを記録しておくことが、後で相談するときに役立ちます。

誰か信頼できる人に相談しましょう。

家族や友人、先生など信頼できる人に相談してみましょう。

**一人で悩まないで!! 相談する場所は、たくさんあります**

あなたの学校のスクール・セクハラ相談窓口

担当の先生

**養護教諭**

## 県教育委員会相談窓口一覧

場 所	窓口名	連絡先(電話番号等)
人権・同和教育課	スクール・セクハラ相談窓口 (月～金:9時～17時)	電 話 097-534-4366 F A X 097-506-1799 メー ル no-sekuhara@pref.oita.lg.jp
その他の相談窓口		
教育改革・企画課	教育行政相談窓口	電 話 097-506-5411
県教育センター	教育相談部 特別支援教育部	電 話 097-569-0829 メー ル oita-edu-c.soudan@pref.oita.lg.jp 電 話 097-569-0232 メー ル oita-edu-c.tokusien@pref.oita.lg.jp

●発行:大分県教育委員会

●編集:人権・同和教育課

〒870-8503 大分市府内町3-10-1 TEL097-506-5554

